

4 参議院制度改革検討会

(1) 発足の経緯

去る9月28日、斎藤議長と各会派代表者との懇談会において、我が国の二院制のもとにおける参議院の在り方に関する諸問題とその改善策を検討するため、新たに本院議員で構成する議長の諮問機関を設置することが合意され、10月5日の議院運営委員会において、委員11名をもって組織する参議院制度改革検討会の設置が決定された。

10月5日、本会議において、志苦裕議院運営委員長より、参議院制度改革検討会の設置について発言があった。

(2) 検討会経過

○平成7年10月12日（木）（第1回）

- 座長を選任した。（前田勲男君・自民）
- 本検討会の運営等について協議を行った。

○平成7年11月1日（水）（第2回）

- 慶應義塾大学教授堀江湛君から意見を聴いた後、同君に対し質疑を行った。
- 次の件について協議を行った。
 - ・我が国の二院制下における参議院の在り方に関する諸問題とその改善策に関する件
 - ・本検討会の運営等に関する件

○平成7年11月15日（水）（第3回）

- 常磐大学教授岩井奉信君から意見を聴いた後、同君に対し質疑を行った。
- 本検討会の運営等について協議を行った。

○平成7年11月29日（水）（第4回）

- 次の件について協議を行った。
 - ・我が国の二院制下における参議院の在り方に関する諸問題とその改善策に関する件
 - ・本検討会の運営等に関する件

○平成7年12月6日（水）（第5回）

- 読売新聞論説委員長荻野直紀君及び中央大学教授清水睦君から意見を聴いた後、両君に対し質疑を行った。

○本検討会の運営等について協議を行った。

(3) 参議院制度改革検討会設置要綱

第1 設置

参議院議長（以下「議長」という。）の諮問機関として、参議院制度改革検討会（以下「検討会」という。）を置くものとする。

第2 構成

- (1) 検討会は、委員11人をもって組織する。
- (2) 委員は、参議院議員のうちから議院運営委員会理事会において協議した結果に基づき、議長が委嘱するものとする。
- (3) 検討会に座長を置く。座長は、委員の互選によりこれを定める。

第3 諮問事項

議長は、検討会に、我が国の二院制下における参議院の在り方に関する諸問題とその改善策を諮問する。

第4 運営

- (1) 検討会の招集は、座長が行う。
- (2) 検討会の会議は、座長が主宰する。
- (3) 検討会は、必要と認める者から参考意見を聴取することができる。

第5 答申

検討会は、諮問事項について調査審議し、おおむね1年以内に議長に答申するものとする。

第6 その他

- (1) 検討会の設置は、議院運営委員会の決定によるものとする。
- (2) 検討会の設置については、本会議に報告するものとする。
- (3) 検討会の事務は、参議院事務局がこれをつかさどる。